

居宅介護支援事業所 管理者 様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について(依頼)

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

本日（令和 2 年 4 月 3 日）、新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針-第 5 弾-を発表しました。

つきましては、貴事業所におかれましても、利用者及び職員の健康管理に十分注視いただき、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、本市方針の趣旨にご理解・ご協力をお願いします。

記

1. 通所系サービスの利用について

- ・全国的にも社会福祉施設等においてクラスター（患者集団）が発生しており、市内でも発生した事例があります。新型コロナウイルス感染症は高齢者の方は重症化することが多いと報告されていることから、今後、通所介護事業所等において患者が発生した場合、国の通知に基づき、高齢者への感染拡大を防止するためサービスの休業を要請することも考えられます。
- ・これらの事を踏まえ、万一、社会福祉施設等においてクラスターが発生した場合に、感染経路の早期確定、遮断が重要であると考えています。
- ・このため、「神戸市の対応方針-第 5 弾-」では、複数の通所系サービスを現在利用されている市民の方に対して、利用者本人の状況やご家庭での介護の状況を考慮しつつ、出来るだけ 1 か所の通所系サービス利用とするよう呼びかけを行ったところです。
- ・介護サービスは利用者にとって必要なサービスであり、サービスの休止を招くことの無いようにすることが重要であり、貴事業所におかれましても、趣旨をご理解いただくとともに、利用者に対する必要な代替サービスが確保できるよう、居宅介護支援事業所におかれては、必要に応じて利用者のサービス調整にご協力をお願いします。
- ・なお、今回の利用調整にあたり、利用者の状態に大きな変化が見られない場合等、ケアプランの変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催及びケアプランの再作成は不要です。利用者、家族等や事業所との調整の結果については、支援経過記録への記載をお願いします。
- ・別紙、「今回の通知に関する QA」を参考にご対応ください。

2. 感染拡大防止対策について

- ・感染拡大防止対策については、何度も通知しておりますが、改めて国通知【介護保険最新情報 vol. 777, 793 など】の内容を確認いただき、全ての職員に周知をお願いします。
- ・集団感染の共通点は、特に「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」とされていることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ・すでに実施されていると思いますが、職員については、引き続き各自出勤前に体温を計測し、発熱や呼吸症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底してください。

<神戸市方針 第5弾 (一部抜粋) >

4. 社会福祉施設等の利用

全国的に社会福祉施設等において規模の大きいクラスターが発生しており、提言においても「福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する」等の対応が求められている。

万一、これらの施設でクラスターが発生した場合でも、他の施設に新たなクラスターを生み出すことなく、また、サービスの休止を招くことがないように、複数の通所系サービスを利用されている高齢者、障害者に対し、できる限り利用先を1か所に限るよう呼びかけを行う。社会福祉施設等に対しても、同様の要請を行うほか、さらなる感染防止のための方策の徹底を依頼する。

<参考>

- 新型コロナウイルスについて（神戸市ホームページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/coronavirus.html>

- 「神戸市ケアネット>13. その他お役立ち情報（主に事業者の方向け）>国等からの通知文及び介護保険最新情報」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/tsuchi/index.html>

- 感染拡大防止・集団発生防止について

- ・【介護保険最新情報 vol. 793】

「社会福祉施設職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」（令和2年3月25日事務連絡）

- ・【介護保険最新情報 vol. 777】

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日）

- マスク・消毒液について

- ・【介護保険最新情報 vol. 794】

「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について」（令和2年3月26日）

- ・【介護保険最新情報 vol. 802】「社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」の周知について」（令和2年3月31日）

- 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

- ・【介護保険最新情報 vol. 774 別添 23】 第1報
- ・【介護保険最新情報 vol. 770】 第2報
- ・【介護保険最新情報 vol. 773】 第3報
- ・【介護保険最新情報 vol. 779】 第4報
- ・【介護保険最新情報 vol. 796】 第5報

- 雇用調整助成金について（新型コロナウイルスの影響を踏まえた対応）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

- セーフティネット保証5号について（新型コロナウイルスに係る中小企業者対策）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

- ・【介護保険最新情報 vol. 792】セーフティネット保証5号の対象業種（社会福祉施設等関連）の指定
- ・【介護保険最新情報 vol. 806】セーフティネット保証5号対象業種（老人福祉・介護関係）の追加指定

担当：福祉局高齢福祉課

TEL：322-5219

高齢者関係施設等 施設長 様
 管理者 様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について(依頼)

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

本日（令和2年4月3日）、新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針-第5弾-を発表しました。

つきましては、貴事業所におかれましても、利用者及び職員の健康管理に十分注視いただき、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、本市方針の趣旨にご理解・ご協力をお願いします。

記

1. 通所系サービスの利用について

- ・全国的にも社会福祉施設等においてクラスター（患者集団）が発生しており、市内でも発生した事例があります。新型コロナウイルス感染症は高齢者の方は重症化することが多いと報告されていることから、今後、通所介護事業所等において患者が発生した場合、国の通知に基づき、高齢者への感染拡大を防止するためサービスの休業を要請すること考えられます。
- ・これらの事を踏まえ、万一、社会福祉施設等においてクラスターが発生した場合に、感染経路の早期確定、遮断が重要であると考えています。
- ・このため、「神戸市の対応方針-第5弾-」では、複数の通所系サービスを現在利用されている市民の方に対して、利用者本人の状況やご家庭での介護の状況を考慮しつつ、出来るだけ1か所の通所系サービス利用とするよう呼びかけを行ったところです。
- ・介護サービスは利用者にとって必要なサービスであり、サービスの休止を招くことの無いようにすることが重要であり、貴事業所におかれましても、趣旨をご理解いただくとともに、利用者に対する必要な代替サービスが確保できるよう、特にケアマネジャーから連絡を受けた事業所においては、切れ目のないサービス提供にご協力をお願いします。
- ・別紙、「今回の通知に関するQA」を参考にご対応ください。

2. 感染拡大防止対策について

- ・感染拡大防止対策については、何度も通知しておりますが、改めて国通知【介護保険最新情報 vol.777,793 など】の内容を確認いただき、全ての職員に周知をお願いします。
- ・集団感染の共通点は、特に「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」とされていることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ・すでに実施されていると思いますが、職員については、引き続き各自出勤前に体温を計測し、発熱や呼吸症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底してください。

<神戸市方針 第5弾 (一部抜粋)>

4. 社会福祉施設等の利用

全国的に社会福祉施設等において規模の大きいクラスターが発生しており、提言においても「福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する」等の対応が求められている。

万一、これらの施設でクラスターが発生した場合でも、他の施設に新たなクラスターを生み出すことなく、また、サービスの休止を招くことがないように、複数の通所系サービスを利用されている高齢者、障害者に対し、できる限り利用先を1か所に限るよう呼びかけを行う。社会福祉施設等に対しても、同様の要請を行うほか、さらなる感染防止のための方策の徹底を依頼する。

<参考>

○新型コロナウイルスについて（神戸市ホームページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/coronavirus.html>

○「神戸市ケアネット>13. その他お役立ち情報（主に事業者の方向け）>国等からの通知文及び介護保険最新情報」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/tsuchi/index.html>

○感染拡大防止・集団発生防止について

・【介護保険最新情報 vol. 793】

「社会福祉施設職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」（令和2年3月25日事務連絡）

・【介護保険最新情報 vol. 777】

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日）

○マスク・消毒液について

・【介護保険最新情報 vol. 794】

「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について」（令和2年3月26日）

・【介護保険最新情報 vol. 802】「社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」の周知について」（令和2年3月31日）

○介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

・【介護保険最新情報 vol. 774 別添 23】 第1報

・【介護保険最新情報 vol. 770】 第2報

・【介護保険最新情報 vol. 773】 第3報

・【介護保険最新情報 vol. 779】 第4報

・【介護保険最新情報 vol. 796】 第5報

○雇用調整助成金について（新型コロナウイルスの影響を踏まえた対応）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

○セーフティネット保証5号について（新型コロナウイルスに係る中小企業者対策）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

・【介護保険最新情報 vol. 792】 セーフティネット保証5号の対象業種（社会福祉施設等関連）の指定

・【介護保険最新情報 vol. 806】 セーフティネット保証5号対象業種（老人福祉・介護関係）の追加指定

担当：福祉局高齢福祉課

TEL：322-5219

今回の通知に関する QA

Q1. すべての利用者に対して、今回の依頼をお願いしなければならないのか

A1 今回の依頼は、万一施設でクラスターが発生した場合でも、他の施設に新たなクラスターを生み出すことなく、またサービスの休止を招くことがないようできる限り利用先を1か所に限るようお願いするものです。

利用者の状況やご家庭での介護の状況により、どうしても複数のサービス提供が必要な利用者もおられますので、現在の状況を鑑み、できる限りの対応をお願いするものです。可能な場合は、1か所の通所系サービスの日数を増やすなど、必要なサービス量が確保できるようご配慮ください。

Q2. 今回の対応について、期間はいつまでか

A2 当面の間、ご協力をお願いします。状況が変われば改めて通知いたします。

Q3. 今回の依頼はいつから対応すべきか

A3 できるだけ早期に対応をお願いします。

Q4. 複数の通所系サービスを利用している場合、どちらを優先すればいいのか

A4 利用者の状態やご家族のご希望を勘案し、選択をして頂くようお願いいたします。可能な場合は、1か所の通所系サービスの日数を増やすなど、必要なサービス量が確保できるようご配慮ください。

Q5. 他の代替サービスを提供することは可能か

A5 利用者の希望に応じて、訪問系の代替サービス提供は可能です。

また、通所系サービス職員が訪問してサービスを提供することも新型コロナウイルス感染症に対する特例として認められています。

【介護保険最新情報 VOL. 774 別添 23】「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日）参照。

Q6. 今回の対象となる通所系サービスとは、どのサービスになるのか

A6 通所介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，通所リハビリテーション（デイケア）の4種類となります。

Q7. 複数の通所系サービスを利用していた利用者が、1か所の通所系サービスを利用するために、事業所の定員を超えて利用者を受け入れてもよいか

A7 人が密に集まって過ごす様な空間に集団で集まることを避けるため、事業所の定員を超えた利用者の受け入れについては認められておりません。

【介護保険最新情報 VOL. 793（令和2年3月25日）】「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」参照。

Q8. 複数の通所系サービスを利用していた利用者が、1か所の通所系サービスを利用することや代替サービスを利用することで、利用先の事業所が一時的に人員基準を満たさなくなってもよいか

A8 今回のコロナウイルス対応により人員基準を満たさない場合は、人員基準減算は適用となりません。

【介護保険最新情報 VOL. 779（令和2年3月6日）問1、問2】「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」参照。

Q9. 複数の通所系サービスを利用していた利用者が、1か所の通所系サービスを利用することへの変更に、サービス担当者会議等の開催は必要か

A9 利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、今回のサービス変更に伴うサービス担当者会議の開催及びケアプランの再作成は不要です。ただし、調整の結果については、支援経過記録に記載してください。

Q10. 複数の通所系サービスを利用していた利用者が、1か所の通所系サービスを利用するために、代替サービスとして訪問介護等を利用する場合に、サービス担当者会議等の開催は必要か。

A10 利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、今回のサービス変更に伴うサービス担当者会議の開催及びケアプランの再作成は不要です。ただし、調整の結果については、支援経過記録に記載してください。

Q9 および Q10 について【介護保険最新情報 VOL. 773（令和2年2月28日）問9、779（令和2年3月6日）問9】「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」参照。

Q11. マスクやアルコール消毒液の配布はあるのか。

A11 本市においても、マスクや消毒液の入手を試みているところですが、困難な状態です。マスクについては、国から介護施設等対し、再生利用可能な布製マスクが、順次配布されており、電話相談窓口も設置されています。

【布製マスクの配布に関する電話相談窓口】

0120-829-178（相談受付時間 午前9時から午後6時まで）

マスクの生産・輸入・販売の状況、一般家庭用マスクの自治体への配布状況は、経済産業省ホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/mask.html>) にて、逐次発信されていますので、そちらもご覧ください。

アルコール消毒液については、厚生労働省からの通知「新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう。」【介護保険最新情報 vol. 802(令和2年3月31日)】を踏まえ、手洗いを丁寧に行うことや、食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、熱水や塩素系漂白剤で行っていただくことを徹底頂くようお願いいたします。